長野県みらい基金　団体指定助成プログラム実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、公益財団法人長野県みらい基金（以下「基金」という。）が運営する助成プログラムのうち団体指定助成プログラム（以下「団体指定プログラム」という。）における申請、審査、交付など実施に必要な事項について定める。

（目的）

第２条 団体指定プログラムは、基金が選定した特定の公共的活動を行う団体に対する寄附を募ることによって選定団体の活動を助成し、地域課題の解決又は地域社会の発展に寄与する公共的活動の増進を図ることを目的とする。

（申請要件）

第３条 団体指定プログラムによる助成金の配分の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、基金の団体登録要綱における登録団体でなければならない。

（助成対象団体の種別）

第４条 助成対象団体は、以下のいずれかに該当しなければならない。

(1) 多くの県民又は国民の支持を受けている特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）

(2) 公共的活動を支援する中間支援団体（基金を含む。）

(3) 活動内容が認定特定非営利活動法人（以下「認定ＮＰＯ法人」という。）の指定基準に準じていると認められる団体

(4) その他基金が設定する要件を満たす団体

（助成対象経費）

第５条 助成対象となる経費は、助成対象団体が具体的な公共的活動を実施するに当たって、直接必要な経費とする。

ただし、団体の経常的な運営のため従来から雇用している従業員に係る人件費であっても、助成対象の公共的活動に関わった作業時間に相当する人件費は、助成対象経費に含めることができる。

なお、既に着手済の助成対象の公共的活動にあっても、基金が助成の妥当性を認めた場合は助成対象とする。

（助成申請）

第６条 団体指定プログラムの助成を受けようとする団体は、基金が指定する期日までに、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 団体指定助成プログラム助成申請書（様式第１号）

(2) 本要綱を含む関連要綱及び規約等に同意し、規定内容を遵守する旨の書面（様式第２号）

(3) 前年度の事業報告書及び活動計算書又はそれに準ずるもの

(4) 当該年度の事業計画書及び活動予算書又はそれに準ずるもの

(5) その他基金が求める書類

２ 前項の助成申請書には、以下の内容を記載するものとする。

(1) 団体の基本情報

(2) 事業の概要（助成対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）を明示）

(3) 寄附金獲得方針

(4) 事業報告の方法

（助成対象団体の決定）

第７条 基金は、前条の申請を受理したとき、以下の審査基準に基づき審査を行い、助成対象団体を決定する。

(1) 第４条第１号に該当する団体の場合、特定非営利活動促進法第44条の規定による認定ＮＰＯ法人であるか

(2) 第４条第２号に該当する団体の場合、中間支援を行うことが定款に明記されており、かつ、1年以上の該当する活動実績があるか

(3) 第４条第３号に該当する団体の場合、活動内容が認定ＮＰＯ法人の指定基準に準じていると認められるか

(4) 第４条第４号に該当する団体の場合、その他基金が設定する要件を満たしているか

２ 基金は、前項の規定により助成対象団体を決定したとき、その結果を申請団体に、助成対象団体採択通知書（様式第３号）により通知しなければならない。

（助成対象団体の広報）

第８条 基金は、助成対象団体と協議し、申請内容に基づき、寄附募集期間、公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」に掲載する内容、その他の広報方針を決定し、助成対象団体の広報活動を行う。

２ 広報開始後、助成対象団体から寄附募集期間を延長したい旨の申出があった場合、基金は期間延長の妥当性及び効果があると認めるときは、寄附募集期間を延長することができる。

（寄附募集の手数料）

第９条 基金は、助成対象団体ごとに寄附累計額から別に定める手数料を受け取ることができる。

（助成金の交付）

第10条 基金は、原則として寄附募集期間終了後、助成金を交付するものとする。ただし、助成対象団体からの求めがあった場合は、獲得金額に応じた助成金を募集期間中に交付することができる。

２ 前項の助成金の交付を受けようとする団体は、必要書類を添えて助成金交付申請書（様式第４号）を基金に提出しなければならない。

３ 基金は、助成金の交付を決定したとき、助成対象団体に対して助成金交付決定通知書（様式第５号）を送付するとともに、助成対象団体から提出される助成金一括払（中間払）請求書（様式第６号）に基づいて寄附獲得金額から手数料を控除した金額を交付する。

４ 基金は、適正な交付を行うため、必要に応じ助成金の交付申請事項に修正を加えて、助成金の交付決定をすることができる。

５ 基金が助成対象団体に対して助成金を振り込む際に発生する金融機関の手数料等については、助成対象団体の負担とする。

（助成金の変更交付）

第11条 前条第２項に掲げる助成金交付申請書及び添付書類記載の内容を変更しようとするときは、助成金変更交付申請書（様式第７号）を提出しなければならない。

２ 前条第３項の規定は、前項の変更交付をする場合に準用する。

（助成対象事業の遂行）

第12条 助成対象団体は、助成金の交付決定に附した条件、その他助成対象事業の遂行に関する基金の指示に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならず、いやしくも助成金を他の用途に使用してはならない。

（助成対象事業の遂行の指示）

第13条 基金は、助成対象団体からの報告又は独自調査等により、助成対象事業が助成申請書の内容に従って遂行されていないと認めるときは、当該団体に対して申請内容に沿って事業を遂行すべきことを指示することができる。

２ 基金は、助成対象団体が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該助成対象事業の遂行の一時停止を命じることができる。

（助成申請の取下げ又は助成対象事業の中止）

第14条 団体指定プログラムの申請を取り下げ、又は助成対象事業を中止しようとする団体は、プログラムの進行状況に応じて、以下の手続を行い、基金の承認を得なければならない。

(1) 助成申請後、事業採択決定を受けるまでの間

助成申請を取り下げる場合は、基金に速やかにその旨を書面により申請しなければならない。

(2) 事業採択決定後、助成金の交付決定を受けるまでの間

助成金交付決定前に中止する場合は、基金に速やかに助成金交付中止申請書（様式第８号）を提出しなければならない。

この場合、助成対象団体が獲得した寄附金があっても、基金は助成金を交付せず、その寄附金は、地域・分野助成指定プログラムの地域及び分野の指定のない寄附として取り扱う。

(3) 助成金交付決定後、事業が完了するまでの間

実施中の助成対象事業を完了前に中止する場合は、基金に速やかに助成対象事業中止申請書（様式第８号）を提出しなければならない。

この場合、助成対象団体は、中止した助成対象事業に係る経費を除いた残額を、基金に返還しなければならない。返還された助成金は、地域・分野指定プログラムの地域及び分野の指定のない寄附として取り扱う。

（実績報告）

第15条 助成対象団体は、助成対象事業が完了したとき、又は前条第３号の規定による助成対象事業の中止の承認を受けたとき、助成対象事業の成果を記載した以下の書類を基金に提出しなければならない。

(1) 助成対象事業実績報告書（様式第９号）

(2) その他事業経過や成果を証明する書類

（助成金の経理）

第16条 助成対象団体は、収支簿を備え、他の経理と区分して助成対象事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

２ 助成対象団体は、金融機関に助成対象事業についての専用の口座を設けておかなければならない。

３ 助成対象団体は、助成対象事業の支出内容を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

４ 基金は、前項の支出内容を証明する書類の内容に関する調査を実施することができる。

（是正措置の指示）

第17条 基金は、第15条の規定により助成対象事業の完了、又は中止に係る実績報告書の提出があった場合において、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、助成対象事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを助成対象団体に対して指示することができる。

（交付の決定の取消等）

第18条 基金は、第14条第３号の規定により助成対象事業の中止の申請があった場合、又は以下に示す事実が判明した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 団体登録要件がなくなったとき

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(3) 第12条の規定に違反して助成金を他の用途に使用したとき

(4) 正当な事由がなく第15条の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため、助成金の内容が確認できないとき

(5) 前各号のほか、助成金に関し、助成金の交付決定に付した条件に違反したとき又は基金の指示に従わなかったとき

（助成金の返還）

第19条 基金が、第18条各号に該当し、助成金の交付決定を取消した場合において、助成金の当該取消に係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、当該助成対象団体は基金が定めた期間内に、助成金を返還しなければならない。

２ 前項の期間内に助成金の返還のない場合、助成対象団体は銀行金利相当分の延滞金を基金に納付しなければならない。

３ 前２項の規定は、第14号第３号の場合に準用する。

（助成対象事業の表示）

第20条 助成対象団体は、助成対象事業の実施に際し、別に定めるところにより、助成対象である表示を行わなければならない。

（助成対象事業の公開等）

第21条 助成対象団体は、助成対象事業採択後から事業報告後１年を経過するまでの間、助成対象事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を継続的に公開しなければならない。

２ 基金は、団体指定プログラムにより得られた成果を任意の方法又は媒体により、第三者に開示若しくは公表し、又は非営利目的のために利用することができる。

（その他）
第22条 その他事業の実施について必要な事項は、基金が別に定める。

附則 この要綱は、平成25年３月22日から施行する。